

江戸川区役所職員が出向している、または役員となっている他団体に対して、区役所またはその職員が、区民の個人情報やプライバシー情報を本人に無断で提供しないことを求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 24 号

受理年月日 平成 23 年 6 月 23 日

付託年月日 平成 23 年 6 月 28 日

陳情者 . . . . .

. . . . .

陳情原文 私は今年の5月まで、特定非営利活動法人えどがわエコセンターの理事に、2期4年間に渡って就任していました。同団体は、毎年区役所からの補助金を受け、区職員出向者も2名受け入れています。区職員出向者の1名は理事に就任しており、さらに江戸川区役所の部長も1名か2名理事に就任している状態が続いております。

平成21年、当時の同団体の理事長が、理事である私に領収書や賃金台帳等の帳票類を閲覧させるように、同団体の事務局にはっきり指示をしていたにもかかわらず、区職員出向者たちが私に閲覧させないでいるという状態が、一時期続きました。

結局、私は帳票類を閲覧できたのですが、区職員出向者たちがそうする権限もないのに私に閲覧させなかったこと、同区役所の部長がそれを止めなかったことを問題だと思いました。

そこで私は、同年9月5日、区役所のホームページにある、「区長への手紙」ページの画面フォームに記入し、画面上の送信ボタンを押すという形で、上記の事態を報告している「えどがわエコセンターにおける区職員たちの破廉恥行為について」というタイトルのEメールを送信しました。

平成22年11月、私は、再調査のための一部の帳票類の閲覧をめぐって、同団体と裁判になりました。その裁判では、被告側が欠席した第一回口頭弁論以外は、同区役所部長などの区職員たちが法廷に来ていました。

結局、3回の口頭弁論、1回の弁論準備手続きを経て、平成23年4月に裁判上の和解によって、その裁判は終わりました。その裁判では、選任された議事録署名人の判子がなく、区職員（理事）の判子が押してある理事会議事録などの書証が被告側から提出されました。

そして、ある書証では、私が区役所ホームページから送信した上記の「区長への手紙」について言及されております。その書証では、私が「理事として人件費について各所で問い合わせを行ったため、エコセンターに対して各所から問い合わせがくるようになった」とされており、私が「主に問い合わせを行った先」とされている所が、多数列挙されています。

その中で、「平成21年9月5日区長（区長への手紙～えどがわエコセンターにおける区職員たちの破廉恥行為について～）」と書かれています。

私はあの「区長への手紙」を個人情報開示請求によって取り寄せてあるのですが、内容は先述のとおり帳票類閲覧に関するもので、人件費については触れていません。このようにタイトルだけ書かれては誤解を招きます。私に無断で、私が送信した「区長への手紙」に関する情報が他団体に渡り、しかも誤解を誘導するような形で裁判において利用されているのです。

(裏面に続く)

また、同書証で「平成21年9月10日、24日、10月22日江戸川区環境推進課（情報公開請求）」と書かれています。確かに私はその通りに情報公開請求しているのですが、江戸川区役所には、区民がした情報公開請求についての個人情報を他団体に提供する仕組みとか慣習でもあるのでしょうか。

私は今年の5月14日、添付資料付きで文書による区長への手紙「（特）えどがわエコセンターにおける区職員の問題行動について」を郵便で提出しました。上記のことなどを報告し、区役所からの回答を求めたのです。その回答は、以下のようなものでした。

(1) 「区長への手紙」について

区長への手紙が環境部に関連ある区職員についてのことなので、差出人の個人名を伏せたうえで、該当職員に状況の確認を行いました。

(2) 「情報公開請求」について

開示内容がえどがわエコセンターに関わる内容なので、開示請求者の個人名を伏せ、情報公開請求があった事実をえどがわエコセンターに連絡しました。

以下略

私は、平成21年にEメールで送信した「区長への手紙」について、同団体の区職員出向者たちや理事の区役所部長たちに話が伝えられたのは当然だと思うのです。私が問題にしているのは、その区職員たちの誰かから同団体に私の個人情報が無断で提供され、裁判において誤解を導く形で利用されたということなのです。

江戸川区個人情報保護条例を素直に読めば、この件は単純な条例違反ではないでしょうか。区役所ホームページの「区民の声（区長への手紙）」のページで掲げられている「プライバシー・ポリシー」には、明確に違反しています。

私が同団体にいた区職員たちの行為を非難する内容の「区長への手紙」を出したことは、その手紙のタイトルも含めて、プライバシー情報に当たります。しかも、その団体内部での私の立場に関わる情報でもあります。そうしたプライバシー情報が、本人に無断で提供されたのです。東京地方裁判所によれば、あの裁判で提出された書証は、一般公開されているとのことなのです。

江戸川区民が安心して、区役所に対して意見や情報を伝えることができ、区役所が所有する区民のプライバシー情報や個人情報が、本人に無断で他団体に流出したり、それが不当な形で利用されたりすることのないように、以下の項目を陳情します。

## 記

- 1 江戸川区役所は、区職員の出向先の他団体や区職員が役員となっている他団体に対して、区民の個人情報やプライバシー情報を本人に無断で提供しないこと。
- 2 江戸川区役所職員は、出向先または役員となっている他団体に対して、区民の個人情報やプライバシー情報を本人に無断で提供しないこと。
- 3 区民から提出された「区民の声（区長への手紙）」の取り扱いにおいては、江戸川区のプライバシー・ポリシーを遵守すること。